

令和 3 年度 いじめの認知と解消について

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「学校に在籍する生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」のことをいう。なお、起こり得る場所は学校内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

本校では上記の定義に基づき、生徒同士の人間関係において、困り感を持つ生徒をできる限り把握し、嫌がらせ、誹謗中傷、不快な発言や書き込み等の行為があった場合、いじめと認知し、解消に努めています。ここでの認知は、あくまで本格的ないじめや重大事案に発展する前に人間関係の困りを教職員が把握し、相手意識を持てるおもいやりある人物への成長を促し、関係の改善を支援するという観点での認知となります。

2 認知件数

3 件

3 解消数

3 件